

長浜市土地開発公社定款

	昭和49年	3月25日	認可
改正	昭和63年	9月1日	
	平成6年	5月23日	
	平成19年	3月30日	
	平成19年	10月1日	
	平成20年	3月27日	
	平成21年	3月24日	
	平成22年	3月31日	
	平成27年	1月1日	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、長浜市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、長浜市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この公社は、事務所を長浜市八幡東町632番地に置く。

(公告の方法)

第5条 この公社の公告は、長浜市公報に掲載し、または長浜市役所前掲示場に掲示してこれを行う。

第2章 役員および職員

(役 員)

第6条 この公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以内（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）
- (2) 監事 2人以内

(役員の仕事および権限)

第7条 理事長は、この公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けてこの公社の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、この公社の業務を掌理する。
- 5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。

(役員の内免)

第8条 理事および監事は、長浜市長が内免する。

2 理事長は、理事のうちから長浜市長が内免する。

3 副理事長および常務理事は、理事のうちから理事長が内免する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができると。

(役員の内兼任の内禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の内免)

第11条 職員は、理事長が内免する。

(兼任の内禁止)

第12条 常任の役員および職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置および構成)

第13条 この会社に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または理事の半数以上の者、もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(理事会の内議事)

第15条 理事会の内議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事長は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の内議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の内決するところによる。

4 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または議決権を他の理事に委任することができる。この場合において当該理事は出席したものとみなす。

5 理事長は、緊急を要する事項または軽易な事項については、書面により賛否を求めて理事会の内議決にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書
- (4) 規程の制定または改正もしくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他この公社の運営上理事長が必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務およびその執行

(業務の範囲)

第17条 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他管理および処分を行うこと。

- イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項または第5条第1項に規定する土地
- ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地
- ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業および公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第7条第1項に規定する観光事業の用に供する土地
- ホ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ヘ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地
- ト 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、または軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地および事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業ならびにこれらの事業により造成した土地に借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に付帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該事務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）または同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に付帯する業務を行うこと。

- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第18条 この公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産および会計

(資産)

第19条 この公社の資産は、基本財産とする。

2 基本財産の額は、1,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算等)

第21条 この公社は、毎事業年度、予算、事業計画および資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、長浜市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第22条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに長浜市長に提出しなければならない。

(利益および損失の処理)

第23条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理しなければならない。

2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 この公社は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債または地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、長浜市長の承認を経て当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第6章 雑 則

(解 散)

第26条 この公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、長浜市議会の議決を経て滋賀県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この公社が、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは長浜市に帰属する。

(規程への委任)

第27条 この公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

付 則

(施行期日) この定款は、この公社への組織変更の日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、昭和63年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成6年5月23日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成19年3月30日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成20年3月27日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成21年3月24日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成22年3月31日から施行する。

付 則

(施行期日) この定款は、平成27年1月1日から施行する。